

事業者の皆様へ 自家消費を目的とした太陽光発電設備の設置を支援します

松本市太陽光発電設備導入加速化補助金

対象事業

発電した電力は**自家消費を目的**に（自家消費率60%以上）、**松本市内**に新たに導入する**50kW以上の太陽光発電設備**に対し、設備投資分に係る固定資産税相当額を補助します（※固定価格買取制度の認定を受けた設備は申請できません）

対象者

松本市内に対象償却資産を有する事業者

- ・当該資産を直接所有する場合：市内事業者に限定
- ・PPAによる第三者所有の場合：市外事業者も可

補助期間

課税開始初年度から起算し5年間（市外事業者は3年間）

制度期間

令和7年設置分まで

裏面の必要書類をご覧ください →→→

- 1 交付申請書兼誓約書
- 2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の写し
- 3 種類別明細書の写し
- 4 登記事項証明書
- 5 定款の写し
- 6 定期点検報告書（設置場所及び発電出力を証明できるもの）
- 7 単線結線図
- 8 設置箇所の詳細が分かる平面図
- 9 発電量の実績データ（1ヵ月間以上の日別データ）
- 10 電力小売事業者の検針票（電力の自家消費量あるいは売電量が分かるもの※9と同月のもの）
- 11 電力小売事業者との売電に関する契約書等
（固定価格買取制度の認定を受けていないことを証明できるもの）
- 12 （PPAの場合）需要家と電力販売事業者間の電力販売契約書

お問い合わせ

松本市役所 環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

✉ s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

☎ 0263-34-3268

松本市ホームページ

